

平成29年度第3回鳥取市生活交通会議

日 時：平成30年1月10日（水）

午前10時00分～12時00分

場 所：鳥取市役所本庁舎6階 第1会議室

1. 開 会

2. 協議事項

【案件1】 地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について・・・資料1

【案件2】 市町村有償運送（気高循環バス・絹見バス）の臨時便（スクールバス）の取り扱いについて・・・資料2

【案件3】 雨滝・上地線の運行ダイヤについて・・・資料3

3. 報告事項

4. その他

平成29年度 第3回鳥取市生活交通会議出席者名簿

区分	氏名	役職等	備考
学 識 経 験 者	谷 本 圭 志	鳥取大学大学院工学研究科 社会基盤工学専攻教授	会長
P T A	小 林 法 道	鳥取市小学校PTA連合会	欠席
自 治 会 組 織 (東 部)	南 部 敏	鳥取市自治連合会 (旧鳥取市、国府町、福部町)	欠席
自 治 会 組 織 (南 部)	上 田 喜 清	鳥取市自治連合会 (河原町、用瀬町、佐治町)	
自 治 会 組 織 (西 部)	西 尾 雅 彦	鳥取市自治連合会 (気高町、鹿野町、青谷町)	欠席
高 齢 者 団 体 (東 部)	西 岡 和 子	市老人クラブ連合会 (旧鳥取市、国府町、福部町)	
高 齢 者 団 体 (南 部)	西 尾 寛 茂	市老人クラブ連合会 (河原町、用瀬町、佐治町)	
高 齢 者 団 体 (西 部)	山 本 章	市老人クラブ連合会 (気高町、鹿野町、青谷町)	
女 性 団 体	油 谷 都 々 江	鳥取市連合婦人会	
N P O 法 人	坂 本 雄 司	社会福祉法人鳥取市社会福祉 協議会常務理事・事務局長	
事 業 者	稲 村 雄 一	日ノ丸自動車株式会社 営業課 課長	
	山 本 高 広	日本交通株式会社 バス営業課 課長	
	林 原 郁 夫	西日本旅客鉄道株式会社 鳥取鉄道部運輸科長	
事 業 者 団 体	橋 本 貞 治	鳥取県ハイヤータクシー協会 東部支部長	
事 業 者 労 組	中 村 和 博	私鉄中国地方労働組合 日ノ丸自動車支部執行委員 鳥取分会執行委員長	
鳥 取 市	綱 田 正	都市整備部長	副会長
	中 島 陽 一	福祉部長	
中 国 運 輸 局	竹 谷 浩	鳥取運輸支局 首席運輸企画専門官	
警 察	松 本 直	鳥取警察署交通第一課長	
道 路 管 理 者	綱 田 正	鳥取市都市整備部長(兼務)	兼務

平成29年度 第3回鳥取市生活交通会議 座席表

傍 聴 席

事務局

交通政策課
高野 博司

交通政策課長
太田 潤一

交通政策課
小田川 愛美

交通政策課
西谷 慎也

社会福祉法人
鳥取市社会福祉
協議会 事務局長
坂本 雄司

鳥取警察署
松本 直

市福祉部長
中島 陽一

私鉄中国地方労働組合
日ノ丸自動車支部
中村 和博

鳥取県ハイヤー
タクシイ協会
橋本 貞治

西日本旅客鉄道(株)
林原 郁夫

日本交通(株)
山本 高広

日ノ丸自動車(株)
稲村 雄一

鳥取運輸支局
森川 慎也
山本 史博

鳥取市連合婦人会
油谷 都々江

市老人クラブ連合会
山本 章

市老人クラブ連合会
西尾 寛茂

市老人クラブ連合会
西岡 和子

市自治連合会
上田 喜清

会長 鳥取大学 圭志
谷本 主志
副会長 市都市整備部長
網田 正

入 口

参考 資料 1 (自家用有償運送)

運営協議会において合意を必要とする事項

合意を必要とする事項	新規登録	更新登録
<p>(1) NPO等による自家用有償旅客運送の必要性 (新規登録の場合) 当該地域の輸送状況等から、道路運送法第79条の4第1項第5号の規定に基づき、NPO等による自家用有償旅客運送が必要であること。</p> <p>(更新登録の場合) 法第79条の6第1項に規定する有効期間の更新の登録を行う場合には、引き続き、当該地域においてNPO等による自家用有償旅客運送が必要であること。</p>	○	○
(2) 運送の区域 (規則第51条の4)	○	変更の場合のみ ○
(3) 旅客から収受する対価 (規則第51条の15)	○	変更の場合のみ ○
(4) 運送しようとする旅客の範囲 (規則第49条)	○	追加の場合のみ ○

○道路運送法

(登録の拒否)

第七十九条の四 国土交通大臣は、第七十九条の二の規定による登録の申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を拒否しなければならない。

五 申請に係る自家用有償旅客運送に関し、国土交通省令で定めるところにより、地方公共団体、一般旅客自動車運送事業者又はその組織する団体、住民その他の国土交通省令で定める関係者が、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、かつ、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するため必要であることについて合意していないとき。

○道路運送法施行規則

(運送の区域)

第五十一条の四 法第七十九条の二第一項第三号の運送の区域は、地域公共交通会議、協議会又は第五十一条の七に規定する運営協議会を主宰する市町村長又は都道府県知事の管轄する区域のうち、当該地域公共交通会議、協議会又は運営協議会において協議により定められた市町村を単位とする区域とする。

(旅客から収受する対価の基準)

第五十一条の十五 法第七十九条の八第二項の旅客から収受する対価の基準は、次のとおりとする。

一 旅客の運送に要する燃料費その他の費用を勘案して実費の範囲内であると認められること。

二 合理的な方法により定められ、かつ、旅客にとって明確であること。

三 過疎地有償運送及び福祉有償運送に係る対価にあつては、当該地域における一般旅客自動車運送事業に係る運賃及び料金を勘案して、当該自家用有償旅客運送が営利を目的としているとは認められない妥当な範囲内であり、かつ、運営協議会において協議が調つていること。